



【25 保育所・幼稚園】

あり方方針	<p>『保育所』は、保護者の労働または疾病等により、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合に入所させて保育する児童福祉施設です。また、『認定こども園』は保育所機能と幼稚園機能の両方を合わせ持つ施設です。</p> <p>現在市内には、公立の保育所が15か所、公立の認定こども園が5か所設置されており、子育て支援の重要な役割を担っていますが、老朽化が進行している施設も多くあります。</p> <p>そのため、民間事業者が行う幼保連携型認定こども園整備に対する助成により、早急に代替施設整備を推進するとともに、今後の入所人員の動向等を見極めながら、定員の見直しや中学校区単位を基本とした公立保育所の統廃合を進めるなど、安心・安全な保育環境の整備を図っていきます。</p> <p>なお、下記「外部評価」の意見を合わせて本施設グループの「あり方方針」とし、着実に取組を推進していきます。</p>
-------	--

外部評価	<p>●庁内評価のとおり (補記事項)</p> <p>安全な保育環境の確保という前提のもと、よりサービス向上や管理運営の効率化を図る手法について検討し、必要な場合は国に規制緩和を求めるなど、保護者がいきいきと働くことができる環境整備にも積極的に取り組まれない。</p>
------	--